

船級維持検査のための準備に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
高速船規則
フローティングドック規則
鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正事項

船級維持検査のための準備に関する事項

改正理由

船級維持検査の安全かつ効果的な実施のために、これらの検査に先立ち、船舶所有者、板厚計測業者、本会検査員等の関係者で検査内容について打合せを行うことが規定されている。

その後、2008年5月に開催されたIMO第84回海上安全委員会（MSC 84）において、上記打合わせに船長又はその代理人が出席することが合意され、IMOの検査強化プログラムに関する指針であるIMO総会決議A.744(18)の一部改正である決議MSC.261(84)に取り入れられた。（2010年1月1日発効予定）

また、板厚計測に関する手順を規定したIACS統一手順No.19の見直しが行われ、同手順の適用対象を定期検査及び中間検査時の板厚計測に限定することが確認され、上記IMO決議MSC.261(84)への対応も含め、改正が行われた。

今般、上記IMO決議MSC.261(84)及びIACS統一手順No.19の改正案に基づき、関連規定を改めた。また、従来は規定していなかった打合せの際の確認事項等の詳細を明記した。

改正内容

- (1) 鋼船規則 B 編において、検査前の打合せに船長又はその代理人が立会うことを明記した。
- (2) 高速船規則及びフローティングドック規則において、検査前の打合せを行う旨を規定した。
- (3) 定期検査及び中間検査に先立つ打合せについて、確認事項等を明記した。